

議第157号

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 18 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例

滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項第1号中「、成年被後見人または被保佐人」を削り、同項第2号を次のように改める。

（2）心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第19条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第23条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第19条第3項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。